

開 議

大沼 久委員長 おはようございます。

これより17日に引き続き予算特別委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席の通告委員はございません。よって、ただいまの出席委員は定足数に達しております。

平成17年度長井市各予算案に関する総括質疑

大沼 久委員長 それでは、総括質疑を続行いたします。

順位4番、議席番号11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 おはようございます。

私は、行財政運営が誤りなく展開されることを祈りながら総括質疑を行います。

3点につきまして質問申し上げますので、明確な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思います。

質問の第1は、はなぞの保育園の運営についてです。

昨年12月定例会で、はなぞの保育園の運営を社会福祉法人長井市社会福祉協議会に移管することが決まりました。しかし、さまざまな議論がありまして、12月定例会の厚生常任委員会の議事録でも触れられているとおり、議決以降に整備されなければならない課題も残されているわけで、今回はそのことを中心にお伺いをしたいと思います。

まず第1点は、運営費負担金の考え方について福祉事務所長にお伺いをいたします。

昨年の12月に私どもに示されましたはなぞの

保育園事業概要調書、これによりますと、運営費としては1億2,970万5,380円と示されております。当然にして、この程度の額が17年度は市からの運営費負担金として措置されるものと考えておりましたけれども、示された17年度予算では1億2,233万1,000円の計上ということになっております。さきに福祉事務所からいただきました資料、平成17年度はなぞの保育園歳入歳出内訳によりますと、正式には1億2,233万880円ということでありました。この差額737万4,500円ということになるわけですが、なぜこういう差額が出るのかということ、まず説明をいただきたいと思います。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。

ただいま高橋委員のはなぞの運営費の額がなぜ違うのかというご質問でございますが、ゼロ歳児と1、2歳児の単価が違うということがあります。当初1億2,900万円で見るときにはゼロ歳児が26人であったんですが、予算編成時におきましてゼロ歳児の申し込みが18人というふうなことで、人数が違う、減っているということで、8人ほど減っているということが大きな要因であります。

それから、もう1点については、寒冷地加算が改正されまして、ゼロ歳児が2,590円から1,670円、1、2歳児が1,410円から1,110円、いずれも1人1カ月当たりの寒冷地加算でございますが、こちらも減っているという2点から、このような1億2,233万円余りの予算計上としたところでございます。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 この概要調書を見ますと、確かに基本額であるとかいろいろ額があって、それで収入は算定をするのだというふうになっているわけです。今回示された1億2,233万880円というのには、福祉事務所長にお伺いしますが、概要調書で言っている運営費収

入加算額というところはプラスをされているのですか。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。
宇津木正紀福祉事務所長 加算額については、民改費、それから先ほど申しました寒冷地加算と採暖費、除雪費というふうなことで加算されているところでございます。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。
11番 高橋孝夫委員 わかりました。

そこでお聞きをしますが、移管の相手方である社会福祉協議会ということになるわけですが、この4月1日から保育園の事業を展開するというので、概要調書にある額程度を見込んでいるものというふうに考えられるわけです。ここはこういうふうになりますということで示されていると、事前に、思いますけれども、これは理解と納得でよしと、これでいきましょうというふうになっているのですか。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。
宇津木正紀福祉事務所長 予算編成時におきまして1億2,233万円余りの予算で要求をするということを社会福祉協議会の方に示しまして、ご了解いただいているところでございます。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。
11番 高橋孝夫委員 心配するのは、見込んでいた額よりも実際は少なくなるわけで、この部分でそごが起きないように、ぜひ対応いただきたいものだというふうに思っています。

関連してお伺いをしますけれども、17年度予算の中で長井市社会福祉協議会運営費補助金として2,222万8,000円が計上されているわけです。平成16年度の当初予算では860万7,000円というふうになっておりまして、1,362万1,000円の増加ということになっています。昨年12月定例会の予算特別委員会での蒲生吉夫委員の質問に、福祉事務所長は、市から派遣する職員の給料などの差額については補助金で措置をするというふうに答弁しておられます。このこととの関連

とその内訳、ですから平成16年度中は補正もしているんですけども、単純比較はできないと思うんですが、今回平成16年度に比較をして社会福祉協議会への運営費補助金、これが上がった内訳、内容と内訳についてお聞かせをいただきたいと思います。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。
宇津木正紀福祉事務所長 ただいま高橋委員がおっしゃったとおりに、長井市から4名の職員を社会福祉協議会に派遣する予定でございますので、社会福祉協議会でも運営費の方から給与を支払うわけですが、不足分について市の方で補助金という形で社会福祉協議会に支出するのが主なものでございます。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。
11番 高橋孝夫委員 具体的にお聞かせをいただきたいんですけども、増加をした分の、今、主なものというお話があって、そのほかにもあると思いますから、給与の差額がこれくらい、これが主なものですから、主でないものはこうということでお示しをいただけませんか。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。
宇津木正紀福祉事務所長 具体的に、給与分については1,000万円弱というふうな額でございます。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。
11番 高橋孝夫委員 それは主なものなんですけれども、ほかにあるんだと思うんです。私がお伺いしたいと思っているのは、今回、社会福祉協議会に対する補助金というのは増額をされているわけですが、それはほとんどがはなぞの保育園を移管することに伴う補助金の増額なのかということでお聞きしていますから、そうなのかどうなのかわかりませんので、そこだけお聞かせください。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。
宇津木正紀福祉事務所長 社会福祉協議会に派遣をするための増額が1,000万円弱ということ

でございますが、そのとおりでございます。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 ほとんどが、この移管に伴う増加分ということで理解をします。

そこでお伺いをするわけですが、市から職員派遣ということになれば、こういう給与費などの差額を補助金という形で新たに社会福祉協議会に支出をするということになるわけです。認可保育園、市内の認可保育園については16年度から二つふえて3施設というふうになっておりまして、17年度予算でもそれぞれ運営費負担金というのが決められています。計上されています。例えば、白ゆり保育園は5,910万3,000円、白山保育園は7,737万6,000円、星の子保育園は5,299万9,000円というふうに計上されているわけです。しかし、この三つの保育園には、申し上げましたようなほかの補助金などは存在しないわけです。同じ認可保育園であっても、一方は職員派遣をして、その給与差額を補助をする、しかし、もう一方の三つの施設については何も無いということになるわけですが、これは非常に整合性としてはまずいのではないかと、いうふうに思うんです。確かに、移管をして職員派遣をするからということにはなりますけれども、しかし、ここはどういうふうに整理をされるのですか。助役の方がよかったら助役で結構ですから、よろしく願います。

大沼 久委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 今回の社会福祉協議会の民間移管につきましては、もともと市で直営やっていたものを民間にお願いするということでございまして、そのために、混乱をなくすために職員を派遣するという形で、それを補助すると、差額分を補助するということであります。

今、既設の民間施設の認可保育所については、これはもともとが民間でございまして、そういった手続は必要はないということで、今回は移管に伴ってそういった措置をさせていただ

いたというものでございます。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 結局、こういうことが起きるといのは、もともと民間でないところに移管をするということから、こういうことが出てくるんですね。このことを、やっぱり私はちゃんと押さえなければいけないなというふうに思うんです。

もう1点関連してお伺いしますけれども、これも12月定例会の中で、厚生常任委員会で議論されていますが、例えば認可保育所の建物などの建てかえなどで、その4分の1相当部分の負担については、助役はこう答弁されています。市と当該の保育園とで協議をすると、されているわけです。いわば、質問の趣旨は、社会福祉協議会とほかの認可保育所で違いはないのかと、扱い上、というふうに聞いているわけですが、それは同じなのだというふうに答えているわけです。それはそのとおりだと思います。しかし、少なくとも、給与差額を補助をするというふうなことになるとするならば、その扱いは同じではないというふうに思います。確かに、職員派遣をするからこういう事態が発生をするわけですが、しかし類似の、例えば要望などがあったら長井市はそれにこたえていくということになりますか。

大沼 久委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 建物の大規模改修とか、そういったものについては、国・県の基準がありますので、その基準にのって、市としての負担が出てくる部分も十分考えられるという状況でございまして、4分の1の部分について市でやっていくのか、それとも設置者の負担になるのかということについては、その時点で協議をするということが大事ななと思っています。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 済みません。そういうことではなくて、建物の例えば修理ではなくて

建てかえみたいな大規模なところについては、先ほど申し上げたように助役は答弁されているわけです。それで了としているわけです。そういう扱いを同じにするというふうに基本的にしているわけですが、現実的に職員派遣をすることによって社会福祉協議会には運営費負担金と別の補助というのがつくわけです。例えば、職員派遣をしないで、既設の例えば三つの認可保育園の中で労働条件をよくしたいと、ひいては市はその差額を持ってほしいというふうな要望があったときに、これにこたえていくということになるのかどうかということについてお伺いをしているんです。もう1度お願いします。

大沼 久委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 今回の差額分の補助といえますのは、市の保育士の給与の水準が高いということが第一に上げられまして、その職員をそのまま派遣して社会福祉協議会の方で負担をすることとなると、この運営費負担金の中では十分運営ができないということもありまして、経営を圧迫するということが予想されますので、そういった部分については補助をしていくということになります。

ただ、その基準額につきましては、民間で今、支出していますけれども、1人の保育士を採用するには十分とは言えませんけれども、それ相当の水準の基準額が支給されるようになっておりますので、市の方でそれにさらに上乗せをするということについては、必要はないのではないかと考えています。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 そういうことなんですけれども、しかし、そこには矛盾が出てくるんですね。何でそうしなければならぬのかというところに議論は戻っていくわけですが、私もできるだけ戻さないでいきたいんですが、もう1点だけお聞かせをいただきたいと

思います。

こういうことになったのは、いわば今回市が直営であったものを社会福祉協議会に移管をするということが原因で、その際、社会福祉協議会でははなぞの保育園の運営に自信がないからこういう措置になったんだということなのですね。そこだけ1点確認をさせていただいて次の項に入りたいと思います。助役、お願いします。大沼 久委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 ちょっと質問の中身が理解できなかったんですけども、社協の方では、はなぞのと清水も含めてという最初の考えがございましたけれども、最初の1年目という形で二つは同時には難しいという形で、経営的に基盤が安定するはなぞのさんの方はよいという形で意向を示されましたので、来年からははなぞのさんをお願いするということになったわけでございます。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 将来のことをお聞きをしているのではなくて、今回、移管をするところでは、いわば受け手である社会福祉協議会は、そこまで体制がとれないから職員派遣をしてほしいというふうになったんでしょう。そうだとおっしゃっていただくとこはいいんですけども、もう一度お願いします。大沼 久委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 社協さんの考えだけでなく、私どもの考えとしても、スムーズに移管をお願いしたいという形で、両方の意見が、お互いに納得されたという形で、こういった派遣になりました。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 スムーズに移管をするというのは、受け手の側にスムーズに行かない事情があるから、こういうふうになるわけで、そこはそこだけここでは申し上げたいと思います。

助役にお伺いしますが、この運営費負担金の今後の考え方です。私、心配をしているのは、今回はこの1億2,200万円、こういうことで基準では行くんでしょ。基準で算定をすればこういうことになるんだと思うんです。しかし、心配の一つは、今、言われている三位一体の改革の中の補助金見直しの中で、民間立の認可保育所に対する補助金についても見直しの対象になっているというふうに私は理解をしているわけです。早晚、私は必ずしもこの考え方には賛成できないでいるんですが、一般財源化ということになる可能性があるわけです。そうなった際に、運営費負担金という形で支出をするわけですが、そのレベルというのはどうやって確保するというお考えなのかについて、見通し、やり方について助役からお聞きをいたします。

大沼 久委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 今後の方向、どういった方向に行くのかについては、ちょっとまだわかりませんが、一般財源化されたとしても、いわゆる民間への運営費負担金については今の水準を保ちたいということについては説明会の中でも申し上げております。移管をして、そのまま後は知りませんよということにはならないので、その維持はきちんと確保していきたいと思っています。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 既に私どももいただいておりますというが、昨年8月24日にまとめた三位一体の改革、国庫補助負担金に関する改革案でも出ているわけですから、そこは今、水準を保ちたいというお話でしたから、ここは納得しますけれども、ぜひそう対応をしていただきたいと思っています。

もう一つ心配なのは、一般財源化することによって、ともすれば市の一般会計が大変になるという中で、この間いろいろなところで行われてきている、いわゆる負担金補助のカット、そ

れを社会福祉協議会などにも無理強いしていかないと、内部努力しろであるとか、何かを節約しろであるとか、ということで金を出す側が口まで出していくということになりはしないかというところは心配なわけです。これも、移管の相手方を尊重して、これは水準を確保していくというふうに理解をしていいのですね、助役。

大沼 久委員長 長谷部宇一助役。
長谷部宇一助役 考え方は、これは財政課の方の答弁かもしれませんが、やっぱり庁内でもいろいろな節約とか、そういったものでお願いをしていますので、全く同じ考えで社協の方にもお願いしているという形で、考え方は市と社会福祉協議会も変わりませんという形で説明申し上げております。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 それは、私、少しないと思うんです。もちろん、むだなことをするわけにはいかないの、そんなことを考えているところはないと思うんです。ただ、同じように内部努力をなさいと、自助努力をなさいと、いうふうなことで、これから削減をしていくというふうなことになる、受けた方は大変ですよ、実際。そのことを心配しているわけです。それは、同じということだけではなくて、配慮がそこには払われなければならないのではないかと私は思うわけです。そこはどうですか。

大沼 久委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 決して、無理強いという形ではなくて、ある程度やっぱり我慢していただくものには我慢していただくと、例えば物件費等々についても、そういった形で努力をしてほしいということは申し上げておまして、ただ、社協も一つの経営体でありますので、いろいろな事業をやっておりますので、そういった部分での収益も十分上がっているという状況がありますので、総体的に中で健全な経営をお願いしていくということになると思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 いろいろなことをやっています、確かに。しかし、連結決算みたいにして、総体で幾らだからいいという発想はまずいと思うんです。市が今回移管をするわけだから、その分は見合った額を、水準をちゃんと保つということが基本的にないと、あそこの経営大変になると思うんです。そこのところは、ぜひ意を用いていただきたいのです。そこだけ申し上げます。

父母の要望について、どうこたえているかということについてですが、助役に伺いますけれども、12月定例会以降、何回か説明会をされたようです。それはそれでわかりました。それで、父母の会の説明会の席上、昨年12月14日に父母の会から要望書が提出をされているわけですが、それらについてはどう回答されたのか。幾つかあったわけですが、特に子供の負担の軽減についてという項がありますし、もう一つは実施時期の再考というところもあるわけです。これについてはどう答えられ、どう納得を得られたか、お聞かせをいただきたいと思います。

大沼 久委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 12月議会の後に3回、説明会を行いました。私が2回、市長に1回という形で出席していただきました。その中で出されたことにつきましては、事前の説明についてもう少し時間をかけてほしかったという要望が大部分強かったなと思っております。その中で、いろいろ要望が出されまして、福祉事務所長の方からも説明申し上げましたけれども、今回、移管に伴ってご父兄の負担は変えないと、ふやさないということをやまず前提として説明申し上げたところでございます。今、保育料も値上げのあるところはかなりありますけれども、そういったことをやらないということです。そういった形でやっていきたいなと思っております。

あと、実施時期の再考についても話がありました。ただ、これは、議会という最高の議決機関で決定になっていることでありますので、これを変更するというにはできないという形で、これから前に進んでいかなければいけないという形でご説明申し上げまして、ご理解をいただいたところでございます。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 ちょっとお伺いします。子供の負担の軽減というのは、費用負担の問題で言っているのではなくて、保育所が変わったりすることが子供にとっては大きな負担になるのだという指摘なんです。それは、父母の不安も大きいのだという指摘なんです。ここは、どうするのかと、ぜひ不安のないようにしてくれと。子供の、幼児の心、精神的なもの、その負担に対する軽減策を図ってほしいというふうに言っているんです。ここは、趣旨と答弁違いますから、もう一度お願いをしたいのと、議会で決まったからというんですか、その答弁が。それは、私はないなというふうに思いますけれども、なぜ今しなければならぬのかという話をしなければならぬのではないですか。議会で決まったからと、さも何となく議会に責任が回ってくるみたいな言い方では私はまずいと思います。そこは、すると、ちゃんと説明3回したけれども、そういうことしか言わなかったんだということなのですか。もう一度お聞かせください。

大沼 久委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 言葉足らずでありましたけれども、その経過についてはいろいろもちろん説明申し上げました。いわゆる民間移管になるメリット等々について、確かにデメリットもありますけれども、そういったものについて説明申し上げて納得をいただいたところであります。特に、ご父兄の方で子供さんにとってどういう影響が出てくるのかという形でのご心配をいた

だきました。ただ、そういった心配をなくすような努力は最善尽くすという形でご説明申し上げまして、やはり、これから勤められる保育士さんをもう少し信頼をしてほしいという形を申し上げました。特に、10名の方が引き続きはなぞの方に勤められると、もう2年、3年勤められた方が、経験者がおられるという形もありますので、ぜひ大事なお子さんでありますので大事に本当に誠心誠意をもって保育させていただくという形で申し上げたところでございます。

なお、そういった足りない部分については、市の方から保育士を派遣して、さらにそれを補完していくという形でご説明申し上げたところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 どうも理解と納得というのはできているのかというと、まだまだ不足をしているんだと思います。これは、要望があれば、私は以降も体制をとっていただきたいと思っておりますし、そのことで福祉事務所長にお伺いしますが、これまでの福祉事務所と認可保育所の関係です。お聞きするところによりますと、認可保育所の方の話では福祉事務所の方はほとんど見えられませんかというふうにおっしゃっています。そういう関係に、これからなるんでしょうか。福祉事務所長は、この説明会の中で社会福祉協議会と福祉事務所で今後も指導運営を行っていくというふうに答弁されているようですけれども、私はこれまでの市の福祉事務所と認可保育所とのかなり希薄な関係は改善をしなければならないというふうに基本的に考えているんです。そうでないと、じかに声がなかなか伝わらない、指導運営を行うといっても、それは移管してしまえばお任せみたいなことになりはしないかというところがとっても心配なんです。そこは、どう改善をしていこうというふうにされているのか。福祉事務所長、お願い

します。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 民間の認可保育所については、独立した経営体ということで経営していただいているわけですが、相談があるたびに、私どもとしては相談に応じると、指導しなければならないところは指導しているということで、希薄だというふうな感じは持っていないんですが、昨年も、15年ですが、認可保育園の取得に関しましては相当福祉事務所の方でサポートしまして、16年度4月1日の認可にこぎつけたというふうに思っています。その後、認可になっても同じように、市の認可保育園、児童センターと同じように会議、全体的な会議を2回開いたり、給食の担当者と情報交換したりして、できる限りのサポートはしているつもりでございますが、社会福祉協議会も当然それと軌道に乗るまではサポートを厚くしていきたいというふうに考えておるところでございます。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 サポート本当に厚くしてほしいと思います。確かに、認可を受けるときは指導するところですから、いろいろかわりがあったと私もお聞きをしていますけれども、しかし、それ以外でも日常的に私はサポートできる、指導できる、そういう体制をぜひっていただきたいなと思います。

次の職員派遣の考え方についてお聞きをします。

4月1日に実施されるわけですが、今までいろいろ詰めの作業が行われてきていると思います。一つは対社会福祉協議会との関係、もう一つは派遣をするということで職員団体とのところとの関係が出てくるわけですが、厚生常任委員会で、それらはきちっと詰めておきなさいよと、今回議決はするけれども、そのことを附して賛成だという賛成討論もあるわけです。そこでお伺いをしますが、まず、社会福祉協議

会と市との間の覚書などはもう調整をされていると思いますから、それをお示しいただきたいことと、職員団体との間で派遣にかかわる労働条件の変更などについては協議書などがもう出ていると思いますから、それをお示しいただきませんか。助役ですか。

大沼 久委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 対社協との覚書については、福祉事務所長の方から答弁させます。

あと、職員団体との交渉につきましては、今、市長が全面的に出て交渉をしていますので、交渉の経過について市長の方から答弁していただくようにしていきたいと思います。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 職員団体の皆さんとは、この間、何度もお話をしてまいりました。県本部の自治労の委員長さんも、もう1回頼むというようにわざわざおいでいただきましたので、即応じてもう1回と言ったら組合の方が都合が悪いとなって、ついこの間3月15日にもお話ししたんですが、職員の派遣については、今までと同じ仕事をしていただいて、同じ給与でやっていただくと、なるべく市民の皆さんの不安のないようにしていただくので、この派遣には応じていただけるものだというふうに私は思っているというふうに申し上げてまいりました。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 社会福祉協議会との覚書については、4月1日からということで正式になるわけですが、今、局長の方と私どもの方で案をつくってお示しして、おおむねいいのではないかとということで進んでいるところですが、まだ、詰めについては会長と詰めたいということで、社協の方で最後の検討をしているところですが。

内容については、ちょっと手元に持っていないんですが、案として見た、私が見た文面については、大規模修繕については両者協議をして

進めると。ほかの項目については、ちょっと今手元に資料ないんですが、社協の方とそれを示して検討いただいているところでございます。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 まず覚書の方から、両方ですけども、厚生常任委員会では、12月定例会に上程された移管の議案、これについて賛成討論はこういうふうになっています。先ほど来いろいろな不安が示されておりますから、覚書あるいは協議書、そういったものをびしっと取り交わして不安のないように保育に万全を期していただくことを附して賛成をするということになっています。ですから、この3月定例会で私は示されるものというふうに思っていたんです。これはもう予算ですから、来年度の。お示しいただきませんか、その覚書。福祉事務所長、どうですか。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 今、手元にないものですから、ただいますぐ持ってきてほしいと思いますが、休憩いただいでよろしいでしょうか。

大沼 久委員長 暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時52分 再開

大沼 久委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 覚書については4点を考えているところですが、これは先ほど申し上げましたとおり、まだ案の段階でありまして、両者でおおむねこの点でいいのではないかとというようなことで、事務レベルではそうなのですが、まだ、市の方では市長、助役の決裁、それから社会福祉協議会では社会福祉協議会の会長の決裁をいただいていない段階のものでございまして、事務方レベルの

案でございますので、それをご了承いただきたいというふうに思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 今いただきましたから、助役にお伺いをしますけれども、この4の当分の間、甲は市職員を派遣するとありますけれども、ここの1点だけ、当分の間というのはどれくらいになるのですか。

大沼 久委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 最初の打ち合わせの段階では、おおむね4年くらいという形でのお互いの確認をしたところでございます。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の第3条職員派遣の期間というのは3年を超えないというふうにしています。市は、それにのっとって地場産業振興センターと社会福祉協議会に派遣をするという条例をつくりました。それで2名行っているわけですが、その際も基本的には同意をして、本人同意を受けて、期間の明示をしています。それからいうと、ちょっと長いのではないですか。

さっきも、一番最初のところで言いましたけれども、4年間派遣をするということは、4年間補助金もそれなりに支出をするということになるわけです。ここは、私は大変なことだなと、もっと私は短いのかなと思っていたんですが、どうしても4年ないとだめだというのが、社会福祉協議会の考え方なのですか、どうですか。

大沼 久委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 軌道に乗る、初めてのケースでありますので、やっぱり4年間くらい必要ではないかなという話がありましたけれども、もちろんこれから社協の頑張りようによっては、これが1年でもいいかもしれませぬし、2年でもいいかもしれないという形が出てくると思います。ただ、個人的にはあくまでも3年でござ

いますので、それは守らなければいけないと思っていますし、ただ、4年間というのは4年間くらいの指導が必要かなという感じでしたものでございまして、そういったものを確約したというものではなくて、あくまでも想定したものでございます。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 想定とはいえ、少し、4年も派遣し続けなければスムーズな運営ができないということでは、やはり当初計画段階から問題があったのだと思います。

助役に答弁を振られた市長にお伺いをしますが、先ほど3月15日に話し合ったと、応じてただけるものということでしたけれども、14日、ということでした。そうすると、職員団体との間では合意に達したということなのですか。私お聞きしているところでは、どうもそうではない感じなのですが、合意なしにできないし、厚生常任委員会での賛成討論の中身を見ても、これは踏まえなければならないことですから、私はきちっとやる必要があるというふうに思いますけれども、そこはどう考えておられますか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 職員団体と協議書がなければできないとは、私はこの間、この6年半の中、それはやっぱりできない場合もあるんです。これは、お互いに主張が若干合意できないというところがありますから、それはやっぱり条例や法律に基づいて粛々とやらせていただくというふうに何度も申し上げてまいりましたし、この間もう少し引き延ばしてくれとか、議会にかける前に自分たちに言わなければいけないとか、いろいろな交渉がありましたけれども、そこには一々私の考えを申し上げて、何よりもやっぱり議会にお示ししてから皆さんにお示しするんですよと。それから、待遇とか仕事というのはほぼ同じなのに、しかも市民のために保育サービスをやるのに同意ができない、職員団体の同意

書がなければできないなどということにはなりませんよということは、申し上げてきたつもりであります。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 そこが、やっぱり私は、12月にも指摘をされておりましたけれども、大変なんだと感じるんです。そうではないですよ、けれども、今回の問題は。先ほど申し上げた法でも、条例の趣旨からいっても派遣をされる職員に対しては同意を得なければならないし、当時に労働条件の変更の関係については合意なしでは進めないというふうになっているわけです。市長がおっしゃる法令、規則にのっとってやるというのは、裏を返せば人事権で行いますよということにしかならないのではないですか。それでは、私はできないと申し上げているんです。そして、4月1日からもう始まるうとしている今の段階で、私はこれは残念なことだなと言わざるを得ないんです。本当にそこで長井の将来を担う子供の保育をやっていくわけだから万全を期さなければならない、そのためにも私は合意に向けた努力を残された期間でもいいから誠意私は積み上げていきたいと思いますが、そこはどうですか、答弁を振られた市長は。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 答弁を振られた市長としましては、やっぱり民間でやるというのは、民間でできることは民間でやるという基本的な方針は、施政の方針等については、職員組合がどうのこうのと言われることではないでしょうと。労働条件だって変わりませんよと、実際の仕事も変わりませんよというのに、いつまでもだめだ、だめだと、引き延ばせとか、再考しろとかということはちょっと無理ですよというのは当然だろうと私は思っております。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 引き延ばせとか、再考

しろなんていう段階ではないんですよ。だから、もう本当に実質論議をして、そして本当に助役が言われるように、福祉事務所長が言われるように、スムーズにしていくこと、その環境をつくっていくことが今、私は市長に求められているところだと思うんです。そうでないと、要らない混乱が起きたり、つまらないいさかいができたりということが出てきます。そうではなくて、スムーズに移管をさせるというふうな意味でも、同時に安心して新しいはなその保育園の運営ができる体制整備、環境整備をするためにも、ここは私はこれでいきますということで打ち切るのではなくて、積み上げることが必要だと思っています。もう一度、そのところをお聞かせをいただきたいと思います。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 何回かやりますよ、それは。トップ交渉ですから、そこでどうしても違うなというところは、それはそれで交渉ですから、合意できるところは合意しますよ、もちろん。その努力はしますけれども、基本的な方針で合意できないというところもあるわけで、この6年数カ月ありました。小さいことでいえば、14日なんていうのは県からは1人しか来ない、余りしゃべらないというお話あったけれども、委員長ともう1人いて、寒河江の例はどうだ、なんとかだと始まるものだから、それはやっぱりそういう話にいくなら、ここまで詰めてきたけれども、同意は本人の同意ですから、本人の皆さんに助役なり私も努力をしますよ、そういう努力はもちろん続けていきたいと思いますが、組合と進めてきた面で合意できるというのは、残念ながら私のこの6年数カ月改革を進める場合にできなかったことも随分ありますから、そこはそういうふうに人事権もありますし、何より市民のために頑張っていただくということをご理解をいただきたいと思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 ここ残念ですね。

そうすると、ここは最後にしますが、これ以降のことは、人事も含めて全部当局の責任でやっていくと、職員団体とは合意できなかったんだから、そこは無関係というふうなことになりますか、そこだけお聞かせいただきたいと思えます。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 人事の内示もそろっております。そういうときに、だからどうだとか、引き延ばすとかという話は、それはないものだというふうに思っております。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 ぜひ、当局の責任でということでしょうから、これ以上はお聞きはしません。

時間の関係で、あと10分ぐらいですね、私。質問の2については、6月にお聞かせをいただきたいことにして、質問の3について伺いたいと思えます。

端的に伺いますけれども、来年度以降の地場産業振興センターへの補助、いわば市にとっては新たな負担というふうになるわけですが、商工観光課長に伺います。

私は、質問で、今回平成17年度で地場産業振興センターが借りかえる6,600万円の元利償還金約700万円、それから高度化資金分、これは業界の部分なわけですけれども、この部分の18年度から25年度までの償還分、単純平均にして4,400万円ぐらいですね、単年度。それを県に協力をいただきながらやっていくということになっていますから、まず折半とすれば約2,200万円ぐらい。それから金融機関分、これも業界分の残額といいますか、があるわけですけれども、これも8年というふうなことにすれば約1,200万円ぐらい、約4,100万円ぐらいが来年度からは新たな負担というふうになるのではないかと、そういうふうの可能性はあるのではないかと

というふうに申し上げましたけれども、おおよそそういう考え方であるかどうか。お聞かせいただきたい。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 お答え申し上げます。

ただいま高橋委員がおっしゃったように、確かに平成18年度から高度化資金については4,778万6,000円出てまいります。あと、金融機関の業界負担分と言われる部分が1,236万1,600円ほどございます。合わせて、いわゆる業界負担分については6,014万7,600円という額が出てまいります。この分については、先日の一般質問でも市長からお答え申し上げましたとおり、県の支援をお願いしているという段階でございます。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 市長にお伺いをしますけれども、まず、財政が潤沢であればということもあるんでしょうけれども、大変な中でこれくらい負担をしていかなければならないということになる可能性が高いわけですが、県との間では高度化資金についてはどの程度まで、それから市中銀行からの借入金についてはどの程度までという詰めがなされているのかお聞かせいただきたいことと、こういう負担、これは私はちょっと大変だなと思っていますけれども、どう対処されようとしているのかお聞かせをいただきたいと思えます。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 県の皆さんにどれぐらいご支援いただけるかということについては、この間も精力的にお話をさせていただいております。ただ、この前のご質問でもおわかりのように知事さんが交替されましたから、また新たな体制にもなるということですから、これまでの経過を踏まえながら、もちろんご支援はいただけるという基本は変わらないと思えますが、なおやっぱり交渉をさせていただきたいというふうに思

います。その中身については、今、確定するまでは申し上げるわけにはいかないと思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 いずれ、実際この高度化資金についても、それから金融機関の分についても償還は来年度からというふうになっています。この1年間で詰めていく、1年間といっても来年の3月までというふうにはいかないでしょうから、その前に詰めていくことになるんだろうと思いますが、そこは意を用いていただきたいなと思っています。

私、思うんですけれども、高度化資金それからこれについては、確かに長井市が借りたものということになるわけですが、しかし業界が高度化資金のうち、13億円ぐらいですか、のうちに長井市は7億円ちょっと、業界は5億円ちょっとというふうにするということは、それはあったんだと思いますけれども、素朴な疑問としてですが、何で業界が使った分を高度化資金でいえば当然にして返済しなければならない分を何で長井市が負担しなければならないのか。もう一つは、業界が借りた金融機関からの分を、何で市が肩がわりしなければならないのかというところの疑問は、明確にしなければならないと思うんです。そこは、現段階でどのように整理をされているのですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 地場産業振興センターの建設は、当時の経済界や市民の皆様の要望を入れて建設したものであります。また、建設に当たっては山形県のご指導をいただいて地域のシンボルとなるような施設となったわけでありまして。その後、建設資金の負担を約束した協同組合やその中核企業の破産という不幸な出来事があったわけでありまして、T A Sは長井市の中核施設として今後も運営していかなければならないというのがまず第1点であります。

こういうふうになったのはなぜかというのを

突き詰めていけば、やっぱりそれぞれにその当時は頑張ってもらえたわけですが、バブルの崩壊と日本の経済が相当見通しが狂われたわけで、長井だけではなくて全国的なものもあつたわけですから、そういったことも考えなければいけない、先人の皆さんはそのとき、そのときに全力を奮ってきたわけでありまして、ぜひひとつ今与えられた条件の中で、私があるいは私たち当局が一步一步課題の解決に取り組んでいくというのが私の仕事ではないかと、使命ではないかというふうに思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 最後にお伺いをしますが、それは確かに私どもが今判断をしてしなければならないことは事実です。しかし、建設当初から本当に大丈夫かと、最終的には長井市がかぶらなければならないのではないかという意見、議論もあつたわけですが。しかし、そういう意見や声というものに対しては大丈夫だと、相乗効果を上げるにはこれが最適なんだと、懸念されるようなことは一切ありませんという形で進めてもらったわけですが。これは、現実的に18年経過をした中で、現実的に心配が本当のことになってしまったということがあるわけですが。ここは、私は率直に第三セクター方式の甘さ、それからこの間の判断の甘さなどがあつたということ率直に認めた、その上でこれからの負担、あり方については真摯な議論をするということが必要だと私は感じます。その点についてだけ、最後にお聞かせをいただきたいと思いません。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 私が皆様のご支援で市長にならせていただいて、この間なかなか前に進まなかった、非常にT A Sの問題について一つ一つ課題に取り組んでまいりまして、私自身が思っていることですね、それについては私自身は私の任期中であります、これからはやっぱり民

間のできることは民間で、できればNPOさんとか、そういう皆さんと一緒にやっていくことが必要だと、第三セクターについては、今後は全国的にも見直しの傾向もありますし、私も慎重にいかなければいけないというふうにみずから言い聞かせております。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 最後までできませんでしたから、残余の分については後の議会でまた議論させていただくことにして質問を終わります。

大沼 久委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより各会計予算の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第1号 平成17年度長井市一般会計予算についての質疑

大沼 久委員長 それでは、議案第1号 平成17年度長井市一般会計予算の1件について。

歳入より順次質疑を行います。

まず、1款市税から12款使用料及び手数料について質疑を行います。

一般会計予算事項別明細書では、11ページから19ページまでであります。

ご質疑ございませんか。

11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 19ページ13款1項国庫負担金1目民生費国庫負担金の3節児童福祉施設運営費負担金9,763万8,000円、このことと、ちょっとページが指定をされたところから飛びますけれども、21ページ14款の県支出金で同じく児童福祉施設運営費負担金について、福祉事務所長にお伺いをします。

平成16年度と比較をしますと3施設から4施設、認可保育所がふえるわけですが、総額で6,797万6,000円増加をすると、こうなります。これは、はなぞの保育園分が加わったためと考えられます。過日、財政課からいただきました資料によりますと、平成17年度普通地方交付税の推計によれば、基準財政需要額ではなぞの保育園が直営ではなくなり社会福祉協議会に移管されるに伴い減額される、減額と考えられる額は約6,664万2,000円ということでありました。これから考えれば、今回無理して移管をしなくても、この間申し上げましたように、国による交付税措置は従来とほぼ変わらない水準にあると考えられますけれども、担当の福祉事務所ではどのようにとらえておられるのか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 ご質問でございますが、交付税が今後どうなるかについては、その問題だと思っております。私。交付税は本年度措置されていますが、これからどうなるかという問題が大きいのではないかとというふうに考えております。今年度は、まず国の方で措置するという動きはありますが、これからその交付税が保証されるかという問題が大きなものではないかというふうに考えているところです。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 ちょっと違うんです。はなぞの保育園を移管をするという大きな理由には財源の問題があったんです。それが、三位一体改革で大変になるからということで説明会でも説明をしているでしょう。しかし、その説明会の資料あるいは説明の仕方には、私は矛盾があると思っています。12月議会でも言いましたけれども、平成16年度から一般財源化というふうになったわけですが、しかし国は、それは今までの同等との水準をちゃんと確保するのだというふうに言っているわけです。そのこ